

修正前

基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 19
--	-------------

- 第2 高潮・津波災害の予防対策
- 1 (略)
 - 2 広島港海岸保全施設整備事業
 - (1) 国施行事業《国土交通省中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所》
平成17年度より、南観音、江波、吉島、船越、矢野の5地区について、新たに国直轄事業を導入し、広島港の高潮対策の整備促進を図る。
なお、平成17年度から調査設計を行い、平成27年度までの完成を予定している。
 - (2) (略)
- 3～5 (略)

修正後

修正理由 ○ 広島港の高潮対策の整備期間を延伸したため修正する。

- 第2 高潮・津波災害の予防対策
- 1 (略)
 - 2 広島港海岸保全施設整備事業
 - (1) 国施行事業《国土交通省中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所》
平成17年度より、南観音、江波、吉島、船越、矢野の5地区について、新たに国直轄事業を導入し、広島港の高潮対策の整備促進を図る。
なお、平成17年度から調査設計を行い、平成32年度までの完成を予定している。
 - (2) (略)
- 3～5 (略)

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 89
--	-----------------

第2 気象情報等の収集及び伝達

(略)

1 防災気象情報（津波に関するもの（震災対策編へ規定）を除く。）

(略)

(1) (略)

(2) 防災気象情報の種類

(略)

(3)～(6) (略)

表3-3-1 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

種	類	発 表 基 準
一般の 利用に 適合するもの	(略)	(略)
	なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが40cm以上になると予想される時、又は積雪の深さが50cm以上あって最高気温が10℃(※)以上になると予想される時。
	着氷注意報	着氷(雪)により、通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0～3℃が予想される時。
	霜注意報	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 3月以降最低気温が4℃(※)以下と予想される時。
	(略)	(略)

2～12 (略)

修正後

修正理由

○ 広島県においては、被害をもたらすような「融雪」現象や「着氷」現象が発現しないと想定していたことから、融雪注意報と着氷注意報を「現象が発現しない注意報」と位置付けていたが、近年における生活圏や行動範囲の変化を踏まえると、想定外の事態に即応できる備えの観点から、融雪注意報と着氷注意報を「現象が発現しない注意報」として扱うことは必ずしも適切ではないため、「現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めない注意報」に位置付けられたことから、これらの項目を追加する。

第2 気象情報等の収集及び伝達

(略)

1 防災気象情報（津波に関するもの（震災対策編へ規定）を除く。）

(略)

(1) (略)

(2) 防災気象情報の種類

(略)

(3)～(6) (略)

表3-3-1 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

種	類	発 表 基 準
一般の 利用に 適合するもの	(略)	(略)
	なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが40cm以上になると予想される時、又は積雪の深さが50cm以上あって最高気温が10℃(※)以上になると予想される時。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのある時。
	着氷注意報	着氷(雪)により、通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0～3℃が予想される時。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがある時。
霜注意報	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 3月以降最低気温が4℃(※)以下と予想される時。	
(略)	(略)	(略)

2～12 (略)

修正前

基本・風水害編

第3章 災害応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

頁

103

第2 気象情報等の収集及び伝達

1～4 (略)

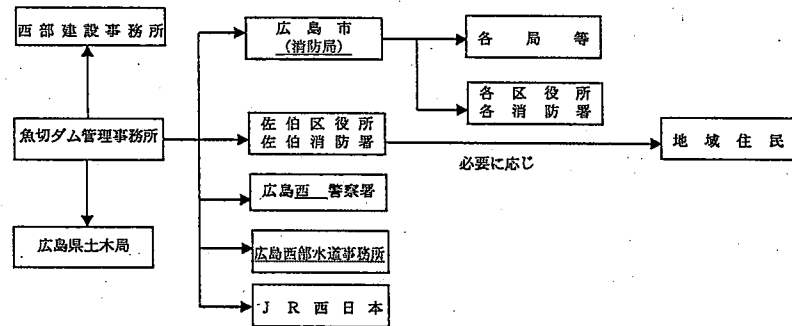
5 ダム等の放流に関する情報

(1)・(2) (略)

(3) 住民への伝達等

(略)

図 3-3-4 魚切ダムの放流に関する通知の伝達経路



6～12 (略)

修正後

修正理由

○ 県警管轄区域再編及び広島西部水道事務所の指定管理者制度の導入に伴い、魚切ダムの放流に関する通知の伝達経路を変更する。

第2 気象情報等の収集及び伝達

1～4 (略)

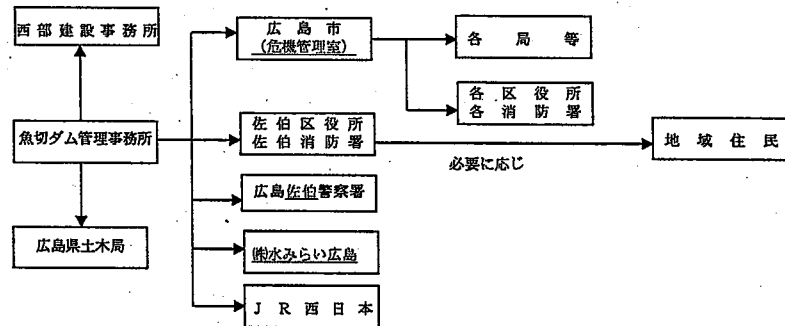
5 ダム等の放流に関する情報

(1)・(2) (略)

(3) 住民への伝達等

(略)

図 3-3-4 魚切ダムの放流に関する通知の伝達経路



6～12 (略)

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第8節 停電応急対策	頁 146
---------------------------------------	--------------

1～4 (略)

5 通信機能の確保《消防局防災課》

(略)

(1)・(2) (略)

(3) 臨時携帯電話(有償)の申込先(NTTドコモ)

臨時携帯電話の申込先	電話番号
ドコモ モバイル	082-501-2127

6～14 (略)

修正後

修正理由

○ 臨時携帯電話(NTTドコモ)の申込先の変更に伴い、修正する。

1～4 (略)

5 通信機能の確保《危機管理室災害災害対策課》

(略)

(1)・(2) (略)

(3) 臨時携帯電話(有償)の申込先(NTTドコモ)

申込先	電話番号
㈱ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

6～14 (略)

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第19節 住宅等応急対策	頁 178
---	--------------

第1 応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課_____》

1 (略)

2 建設方法

(略)

(1) (略)

(2) 建設基準

ア～ウ (略)

(3) (略)

3・4 (略)

修正後

修正理由

○ 応急仮設住宅の建設基準について、広島県が締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協力協定」の締結団体（一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設業協会）が作成した標準仕様書及び平面プランを基に計画すること等を規定する。

第1 応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》

1 (略)

2 建設方法

(略)

(1) (略)

(2) 建設基準（標準的な仕様は以下のとおりとし、広島県が災害時における応急仮設住宅の建設に関する協力協定を締結している「一般社団法人プレハブ建築協会」及び「一般社団法人全国木造建設事業協会」が作成した標準仕様書及び平面プランに基づき計画する。）

ア～ウ (略)

(3) (略)

3・4 (略)

修正前

基本・風水害対策

第3章 災害応急対策

第25節 応援要請及び協力要請

頁

193

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等
(略)

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)
福祉避難所の設置及び管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課》	(公財)広島原爆被爆者援護事業団、(社福)広医会、(社福)広島常光福祉会、(社福)広島東福祉会、(社福)かきつばた福祉会、(社福)交響、(社福)藤田長生会、(社福)広島光明学園、(社福)寿老園老人ホーム、(社福)古家真会、(社福)光清学園、(社福)三篠会、(社福)広島和光園、(社福)広島平和養老館、(社福)藤愛会、(社福)くすの木の会、(社福)広島県同胞援護財団、(社福)IGL学園福祉会、(社福)慈光会、(社福)信々会、(社福)和楽会、(社福)広島良城会、(社福)正仁会、(社福)かつぎ会、(社福)可部大文字会、(社福)フェニックス、(社福)慈楽福祉会、(社福)芸南福祉会、(社福)順源会、(社福)広島博愛会、(社福)平和会、(社福)双樹会、(社福)つつじ	資料編参考 36 資料編参考 38 資料編参考 43 資料編参考 53 — —
	(略)	(略)

修正後

修正理由

○ 協定を締結した団体名を追加し、資料編に協定書を追加する。

第1 民間団体等への協力要請《危機管理室災害予防課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等
(略)

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)
福祉避難所の設置及び管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課》	(公財)広島原爆被爆者援護事業団、(社福)広医会、(社福)広島常光福祉会、(社福)広島東福祉会、(社福)かきつばた福祉会、(社福)交響、(社福)藤田長生会、(社福)広島光明学園、(社福)寿老園老人ホーム、(社福)古家真会、(社福)光清学園、(社福)三篠会、(社福)広島和光園、(社福)広島平和養老館、(社福)藤愛会、(社福)くすの木の会、(社福)広島県同胞援護財団、(社福)IGL学園福祉会、(社福)慈光会、(社福)信々会、(社福)和楽会、(社福)広島良城会、(社福)正仁会、(社福)かつぎ会、(社福)可部大文字会、(社福)フェニックス、(社福)慈楽福祉会、(社福)芸南福祉会、(社福)順源会、(社福)広島博愛会、(社福)平和会、(社福)双樹会、(社福)つつじ、地方独立行政法人広島市立病院機構、(社福)薬友会、(社福)もみじ福祉会	資料編参考 36 資料編参考 38 資料編参考 43 資料編参考 53 資料編参考 — 資料編参考 —
	(略)	(略)

修正前

基本・風水害対策編	頁
第5章 公益事業等防災計画	232～234、236、
第1節 電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所）	238～240

(略)
1～9 (略)

10 広島市との連絡体制

(1) 連絡窓口

区 分		昼 間	夜 間(休日)
中国電力(株) 広島営業所 (災害対策本部)	設 置 中	支援班(企画総括課) TEL 545-2106 FAX 545-2127	
	設置されて いない場合	企画総括課 TEL 545-2106 FAX 545-2127	企画総括課 TEL 090-9507-6815
広島市災害対策本部	(略)	(略)	

※停電情報については、中国電力(株)広報部門 地域共生担当が専用 FAX により情報提供を行う。

(2) (略)

別表1 事業所

(略)

別表2 防災体制発令・解除の考え方ならびに発令手順

1. 防災体制発令の考え方

いずれかに該当する場合は、発令するものとする。

区分	発令の考え方	
(略)	(略)	(略)

(注) 支社対策室は、総本部に準じた発令の考え方とする。

2. 防災体制解除の考え方

区分	発令の考え方	
(略)	(略)	(略)

注) 原則として、特別非常体制を解除した場合は非常体制へ、非常体制を解除した場合は警戒体制へ移行する。

支社対策室は、総本部に準じた解除の考え方とする。

別表3～別表7-3

(略)

修正後

修正理由

○ 国の防災基本計画の修正や関係法令の改正等に伴い、災害対策基本法第39条に基づく中国電力株式会社の防災業務計画を修正する。

(略)
1～9 (略)

10 広島市との連絡体制

(1) 連絡窓口

区 分		昼 間	夜 間(休日)
中国電力(株) 広島営業所 (災害対策本部)	設 置 中	支援班(企画総括課) TEL 545-2105 FAX 545-2127	
	設置されて いない場合	企画総括課 TEL 545-2105 FAX 545-2127	企画総括課 TEL 090-9507-6815
広島市災害対策本部	(略)	(略)	

※停電情報については、中国電力(株)広報部門 地域共生担当が専用 FAX により情報提供を行う。

(2) (略)

別表1 事業所

(略)

別表2 防災体制発令・解除の考え方ならびに発令手順

1. 防災体制発令の考え方

いずれかに該当する場合は、発令するものとする。

区分	発令の考え方	
(略)	(略)	(略)

2. 防災体制解除の考え方

区分	発令の考え方	
(略)	(略)	(略)

注) 原則として、特別非常体制を解除した場合は非常体制へ、非常体制を解除した場合は警戒体制へ移行する。

別表3～別表7-3

別添のとおり。

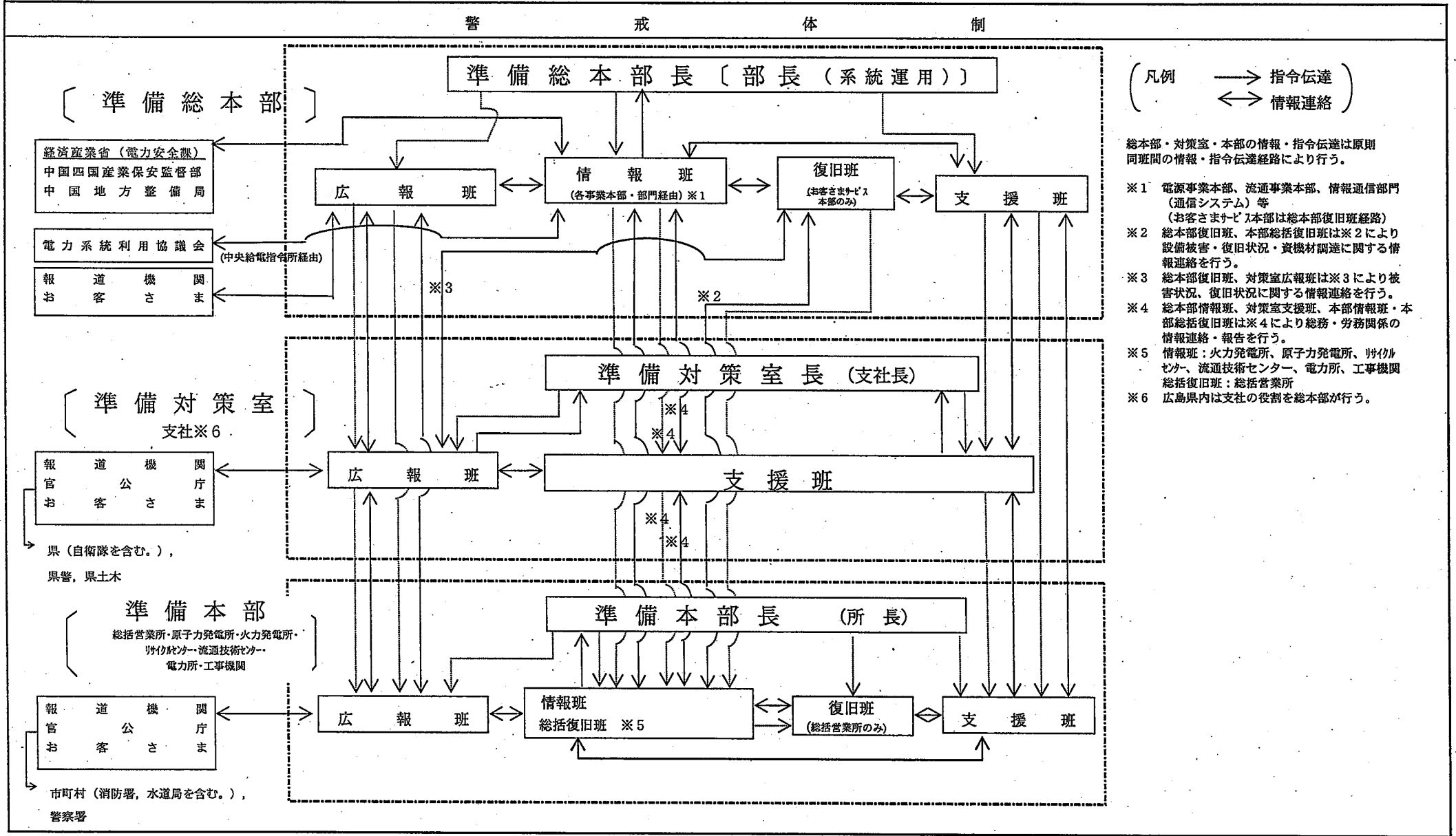
総本部における各体制の組織編成および本部長・副本部長・総合復旧班長・被災従業員支援班長の役割

	警戒体制	非常体制	特別非常体制
組織編成	<p style="text-align: center;">災害対策準備総本部</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>準備総本部長 部長（系統運用） ・準備総本部の統括</p> <p>副準備総本部長 流通事業本部マネージャー （保安推進担当） ・準備総本部長の補佐</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>情報班 班長：流通事業本部 マネージャー（給電担当）</p> <p>広報班 班長：広報部門 マネージャー（報道担当）</p> <p>復旧班（お客さまサービス本部のみ） 班長：お客さまサービス本部 マネージャー （配電計画担当）</p> <p>支援班 班長：コンプライアンス推進部門 マネージャー（防災担当）</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">災害対策総本部</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>総本部長 コンプライアンス推進部門長 ・総本部の統括 ・副総本部長の指名 ・総合復旧班長の指名</p> <p>副総本部長 流通事業本部長 お客さまサービス本部長 ・総本部長の補佐</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>情報班 班長：部長（系統運用）</p> <p>広報班 班長：広報部門部長</p> <p>復旧班 班長：設備主管部長 管財部門部長（建築）</p> <p>支援班 班長：コンプライアンス推進部門部長 （総務）</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">特別災害対策総本部</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>総本部長 社長 ・総本部の統括 ・副総本部長の指名 ・被災従業員支援班の設置</p> <p>副総本部長 コンプライアンス推進部門長 流通事業本部長 ・総本部長の補佐</p> <p>総合復旧班長 お客さまサービス本部長 ・復旧班相互の調整 ・総合的な復旧目標・ 復旧計画の策定</p> <p>被災従業員支援班 ・被災従業員・家族の支援</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>情報班 班長：部長（系統運用）</p> <p>広報班 班長：広報部門部長</p> <p>復旧班 班長：設備主管部長 管財部門部長（建築）</p> <p>支援班 班長：コンプライアンス推進部門部長 （総務）</p> <p>班長：人材活性化部門長 副班長：人材活性化部門部長（労務）</p> </div> </div>
	<p>(注) お客さまサービス本部以外の事業本部・部門も必要により復旧班を設置することができる。 この場合の班の構成等は、非常体制に準ずる。</p>	<p>(注) 災害の規模に応じて、総合復旧班長を指名する。 総合復旧班長を指名したときの組織編成は、特別非常体制に準ずる。</p>	<p>(注) 総合復旧班長は、必要により事務局員を指名する。</p>

総本部における防災体制下の各班の任務

各班の任務						
	情報班	広報班	復旧班	支援班	総合復旧班長事務局	被災従業員支援班
情報収集・報告	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報, 停電状況, 事故状況, 設備被害, 復旧状況, 復旧目標等の集約・連絡・報告 各班情報の総合とりまとめ 経済産業省(電力安全課), 内閣府, 中国四国産業保安監督部, 中国地方整備局, 電力系統利用協議会との対応・報告 本部の運営・記録 	<ul style="list-style-type: none"> お客さま対応・報道対応状況等の集約および報告 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧対応に必要な設備被害・復旧状況の把握および報告 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧資機材の調達・輸送情報の集約および報告 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧班, 支援班との連絡・記録 総合的な復旧目標・復旧計画の策定に関する事務 	
復旧対応			<ul style="list-style-type: none"> 復旧目標・復旧計画の調整 本部間の復旧資機材, 要員に関する関係事業所本部間の調整 応急対策, 復旧方法等の技術的指導・助言 部門間・他電力への復旧要員応援依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧資機材の確保, 輸送手段の確保 他電力への復旧資機材応援依頼 官公庁への応援依頼 建物被害の復旧対応および車両修理手配 社宅, 寮, 自宅居住者の家屋被害復旧対応 		
お客さま対応		<ul style="list-style-type: none"> お客さま関係対応(電話対応ほか) お客さま対応要員に関する関係事業所本部間の調整 				
報道対応		<ul style="list-style-type: none"> 報道資料の関係事業所本部間との調整および報道機関への発表, 対応 				
復旧活動支援				<ul style="list-style-type: none"> 本部の設営および運営の支援 宿舍・食料等対策要員の支援 ◎従業員・応援者の健康管理 ◎従業員と家族間の安否状況連絡 ◎防疫対策 		<ul style="list-style-type: none"> 交通網寸断に伴う通勤対策
被災従業員・家族支援				<ul style="list-style-type: none"> ◎住宅, 寮, 自宅居住者の家屋被害復旧対応 		<ul style="list-style-type: none"> 従業員・家族仮住居の手配 生活物資の緊急配布 医療支援(メンタルケア) 被災土地・家屋・財産に関する法律相談 その他必要な支援

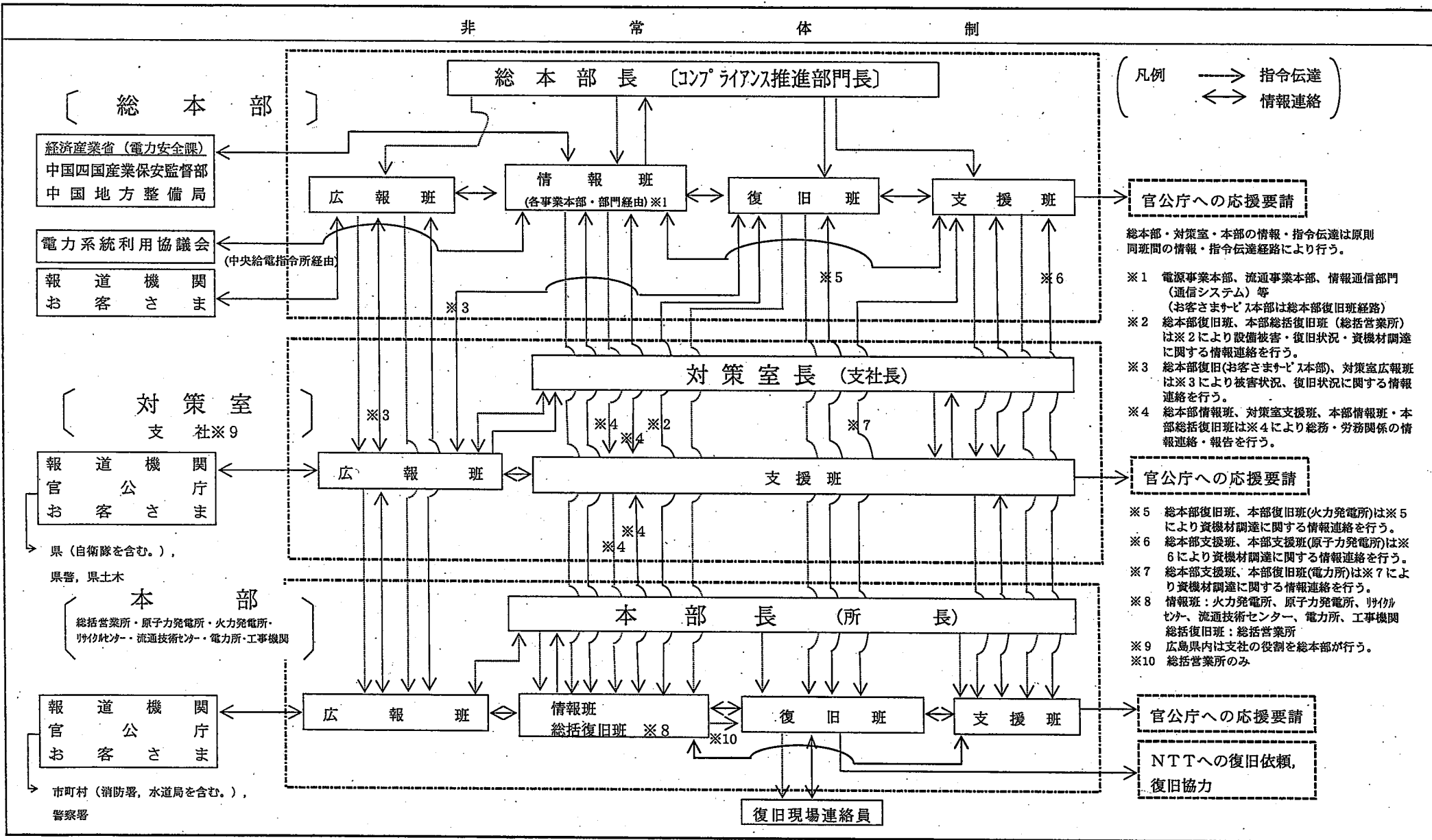
別表7-1 防災体制下の情報・指令伝達経路 1



(注) 経済産業省（電力安全課）をはじめ中央各府省庁ならびに関係箇所は東京支社が対応する。

防災体制下の情報・指令伝達経路 2

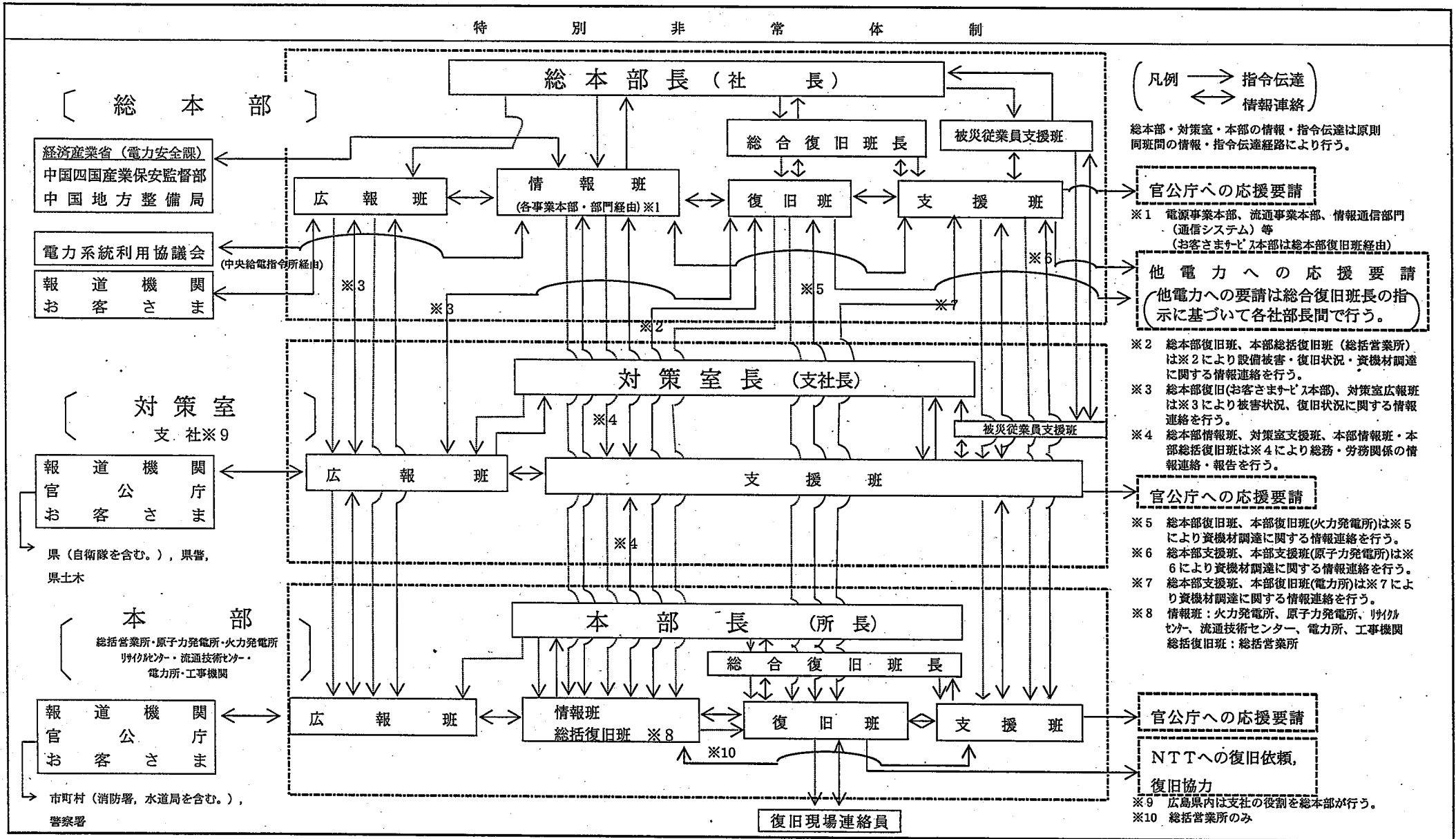
非常体制



(注) 経済産業省（電力安全課）をはじめ中央各府省庁ならびに関係箇所は東京支社が対応する。

防災体制下の情報・指令伝達経路 3

特 別 非 常 体 制



(注) 経済産業省 (電力安全課) をはじめ中央各府省庁ならびに関係箇所は東京支社が対応する。

修正前

基本・風水害対策編
 第5章 公益事業等防災対策
 第4節 交通輸送施設

頁

253

第1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部

1 施設の概況

広島市内には、山陽新幹線をはじめ山陽本線、芸備線、可部線、呉線の5線が営業しており、駅本屋、橋りょう、トンネル等状況は、別表-1のとおりである。

(略)

2~4 (略)

別表1 JR西日本施設状況表

区分	駅名	駅舎(本屋)	線路延長	橋梁	高架橋	トンネル
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
山陽本線	瀬野	317.1 m ²	35.8 km	121 箇所 676.54m	2 箇所 280.34m	2 箇所 193.70m
	中野東	254.0 m ²				
	安芸中野	180.9 m ²				
	海田市	557.0 m ²				
	向洋	408.1 m ²				
	天神川	131.5 m ²				
	広島	16675.3 m ²				
	横川	82.2 m ²				
	西広島	493.5 m ²				
	新井口	301.4 m ²				
	五日市	390.3 m ²				
	(略)	(略)				

(略)

修正後

修正理由

○ 「JR西日本施設状況表」について、駅名に新白島駅を追加するとともに駅舎(本屋)の項目を削除する。

第1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部

1 施設の概況

広島市内には、山陽新幹線をはじめ山陽本線、芸備線、可部線、呉線の5線が営業しており、駅本屋、橋りょう、トンネル等状況は、別表-1のとおりである。

(略)

2~4 (略)

別表1 JR西日本施設状況表

区分	駅名	線路延長	橋梁	高架橋	トンネル
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
山陽本線	瀬野	35.8 km	121 箇所 676.54m	2 箇所 280.34m	2 箇所 193.70m
	中野東				
	安芸中野				
	海田市				
	向洋				
	天神川				
	広島				
	新白島				
	横川				
	西広島				
	新井口				
五日市					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

修正前

基本・風水害対策編

第5章 公益事業者等防災計画

第4節 交通輸送施設

頁

260・261、
264

第3 広島高速交通株式会社

(略)

1 施設の概況

線名	施設概況	
	駅名	駅舎(m ²)
広島新交通1号線 (本通～広域公園前)	本通	3,787
	県庁前	6,306
	城北	2,001
	白島	1,043
	牛田	1,105
	不動院前	1,046
	祇園新橋北	1,159
	西原	1,053
	中筋	970
	古市	1,359
	大町	1,162
	毘沙門台	1,393
	安東	1,041
	上安	919
	高取	1,060
	長楽寺	880
	伴	1,003
大原	945	
伴中央	1,174	
大塚	1,023	
広域公園前	1,736	

施設概況

- ・軌道延長 18.4km
- ・構築区分 地下区間 1.9km
高架区間 16.5km
- ・保有車両 144両(24編成)
- ・電気施設 変電所数 受電変電所 2箇所
き電変電所 4箇所
- 電気室 20箇所
- 通信機器室 22箇所
- 電気方式 直流 750V
- 集電方式 剛体複線式
- ・地下防災施設 防災監視盤 3駅
駅内排煙設備 3駅
トンネル排煙設備 6箇所
- 湧水ポンプ室 3駅
- ・車庫内建物 管理棟(5F) 4,360m²
機器棟(5F) 4,280m²
検車棟(2F) 3,650m²

2 防災施設(設備)

(1) 防災システム

駅内で火災が発生した場合は、駅務室若しくは防災管理室に設置している自動火災報知設備が鳴動するとともに、中央指令室の防災監視盤にも火災発生の警報表示を行う。

また、地下3駅には、火災発生時に排煙設備を監視操作するための防災監視盤を設置している。

修正後

修正理由

- 広島高速交通株式会社の「施設概況」について、駅名に新白島駅を追加する。
また、災害対策本部の組織及び任務について、任務の内容が変更したため、修正する。

第3 広島高速交通株式会社

(略)

1 施設の概況

線名	施設概況	
	駅名	駅舎(m ²)
広島新交通1号線 (本通～広域公園前)	本通	3,787
	県庁前	6,306
	城北	2,001
	新白島	1,685
	白島	1,043
	牛田	1,105
	不動院前	1,046
	祇園新橋北	1,159
	西原	1,053
	中筋	970
	古市	1,359
	大町	1,162
	毘沙門台	1,393
	安東	1,041
	上安	919
	高取	1,060
	長楽寺	880
	伴	1,003
大原	945	
伴中央	1,174	
大塚	1,023	
広域公園前	1,736	

施設概況

- ・軌道延長 18.4km
- ・構築区分 地下区間 1.9km
高架区間 16.5km
- ・保有車両 144両(24編成)
- ・電気施設 変電所数 受電変電所 2箇所
き電変電所 4箇所
- 電気室 21箇所
- 通信機器室 23箇所
- 電気方式 直流 750V
- 集電方式 剛体複線式
- ・地下防災施設 防災監視盤 4駅
駅内排煙設備 4駅
トンネル排煙設備 8箇所
- 湧水ポンプ室 4駅
- ・車庫内建物 管理棟(5F) 4,360m²
機器棟(5F) 4,280m²
検車棟(2F) 3,650m²

2 防災施設(設備)

(1) 防災システム

駅内で火災が発生した場合は、駅務室若しくは防災管理室に設置している自動火災報知設備が鳴動するとともに、中央指令室の防災監視盤にも火災発生の警報表示を行う。

また、地下4駅には、火災発生時に排煙設備を監視操作するための防災監視盤を設置している。

修正前

(2) 防災設備

ア 中央指令室

機器名	設置箇所	警報種別
(略)	(略)	(略)
満水検知器	地下3駅	湧水槽が一定水量以上

イ 地下駅（本通駅、県庁前駅、城北駅）

- ・ 火災発生時には排煙設備操作を行う操作監視装置を設置
- ・ 自動火災報知設備のほか消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、連結送水管、無線通信補助設備、誘導灯等を設置
- ・ 本通、県庁前駅には浸水防止設備（防潮板等）を設置

ウ (略)

3 防災体制

(1) 台風、地震、火災などの災害や事故に際して、乗客の安全対策、運行の確保及び復旧対策にあたるため、必要により、災害（事故復旧）対策本部を設置する。その組織及び任務は、別表1のとおりである。

(2)・(3) (略)

4・5 (略)

別表1 災害対策本部の組織及び任務

(1) 組織 (略)

(2) 任務

班		任 務
総務部	総務班 事業推進班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各班の連絡調整 ・ 災害対策上の必要品手配 ・ 救護関係全般 ・ 関係機関連絡 ・ その他総務関係全般、営業関係全般
運輸部	運輸班 管理駅班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗客の輸送手配 ・ 運転計画及び輸送調整 ・ 駅設備保全 ・ 旅客等への情報伝達、関係機関連絡 ・ その他運転、駅務関係全般
技術部	施設班 車両班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 線路、建造物の保全点検 ・ 電気関係設備の保全点検 ・ 車両保全及び車両調整 ・ その他工務、電気、車両関係全般

別表2 (略)

修正後

(2) 防災設備

ア 中央指令室

機器名	設置箇所	警報種別
(略)	(略)	(略)
満水検知器	地下3駅（本通、県庁、城北）	湧水槽が一定水量以上

イ 地下駅（本通駅、県庁前駅、城北駅、新白島駅）

- ・ 火災発生時には排煙設備操作を行う操作監視装置を設置
- ・ 自動火災報知設備のほか消火器、屋内消火栓、スプリンクラー（本通駅、県庁前駅）、連結送水管、無線通信補助設備、誘導灯等を設置
- ・ 本通駅、県庁前駅、新白島駅には浸水防止設備（防潮板等）を設置

ウ (略)

3 防災体制

(1) 台風、地震、火災などの災害や事故に際して、乗客の安全対策、運行の確保及び復旧対策にあたるため、必要により、災害（事故復旧）対策本部を設置する。その組織及び任務は、別表1のとおりである。

(2)・(3) (略)

4・5 (略)

別表1 災害対策本部の組織及び任務

(1) 組織 (略)

(2) 任務

班		任 務
総務部	総務班 事業推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班の連絡調整 2 情報収集と発表 3 死傷者の救護関係全般 4 代替輸送手配 5 災害対策上の必要品手配 6 関係機関連絡 7 その他総務、営業関係全般
運輸部	運輸班 管理駅班	<ol style="list-style-type: none"> 1 運転計画及び運転整理 2 死傷者の救護、避難誘導 3 旅客等への情報伝達 4 乗客の輸送対応 5 駅設備保全 6 乗務員運用計画 7 情報収集、関係機関連絡 8 その他運転、駅務関係全般
技術部	施設班 車両班	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集 2 線路、建造物の保全点検 3 電力、信号及び通信設備の保全点検 4 車両保全及び車両運用計画 5 試運転及び徐行関係 6 その他電気、工務、車両関係全般

別表2 (略)

修正前

基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 269～271
--	------------------

第5 広島電鉄株式会社
(略)
1 施設の概況
(1) 電車事業本部
ア (略)
イ 車庫の名称、所在地及び保有台数

(平成26年1月16日現在)

車庫名	所在地	車両・編成数
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	36両+18編成
江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	36両+1編成
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	43編成

(2) バス事業本部

○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(平成26年1月16日現在)

名称	所在地	車両台数	電話
曙営業課	広島市東区曙一丁目7-1	47 (1)	262-1982
仁保営業課	広島市南区仁保沖町1-92	52 (1)	242-3575
江波営業課	広島市中区江波西一丁目24-59	60 (1)	232-6455
広島南営業課	広島市中区西白島町24-9	49 (1)	221-4385
広島西営業課	"	35 (1)	207-1112
広島中営業課	広島市西区小河内町二丁目18-1	69 (1)	207-1115
広島北営業課	"	52 (1)	231-5171
安佐出張所	広島市安佐北区安佐町飯室1576	16 (0)	835-1860

() 内は、貸切で内数である。

2 災害予防計画

(略)

修正後

修正理由
○ 施設の概況を時点修正するとともに、応急対策組織等を修正する。

第5 広島電鉄株式会社
(略)
1 施設の概況
(1) 電車事業本部
ア (略)
イ 車庫の名称、所在地及び保有台数

(平成27年1月1日現在)

車庫名	所在地	車両・編成数
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	34両+18編成
江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	33両+1編成
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	42編成

(2) バス事業本部

○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(平成27年1月1日現在)

名称	所在地	車両台数	電話
曙営業課	広島市東区曙一丁目7-1	47 (1)	262-1982
仁保営業課	広島市南区仁保沖町1-92	55 (1)	242-3575
江波営業課	広島市中区江波西一丁目24-59	60 (1)	232-6455
広島南営業課	広島市中区西白島町24-9	52 (1)	221-4385
広島西営業課	"	37 (1)	207-1112
西風新都営業課	広島市佐伯区石内北五丁目2-13	55 (1)	941-5565
広島北営業課	広島市西区小河内町二丁目18-1	67 (1)	231-5171
安佐出張所	広島市安佐北区安佐町飯室1576	16 (0)	835-1860

() 内は、貸切で内数である。

2 災害予防計画

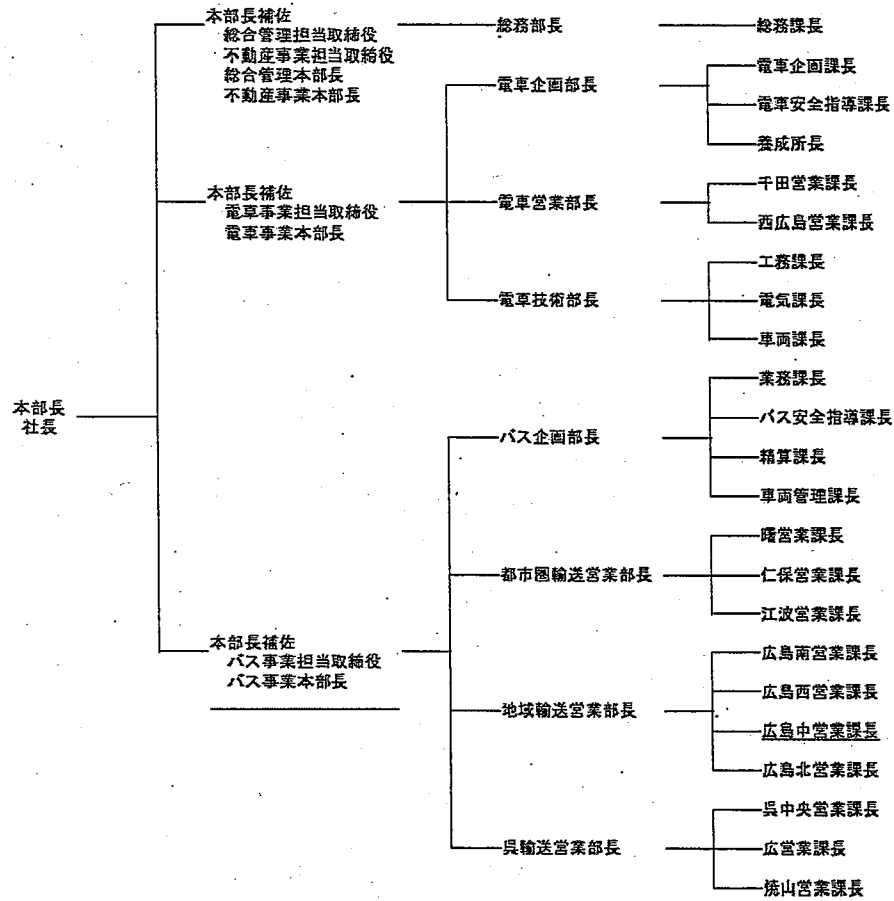
(略)

修正前

3 応急対策

(1) 防災組織
(略)

○ 災害対策本部の構成

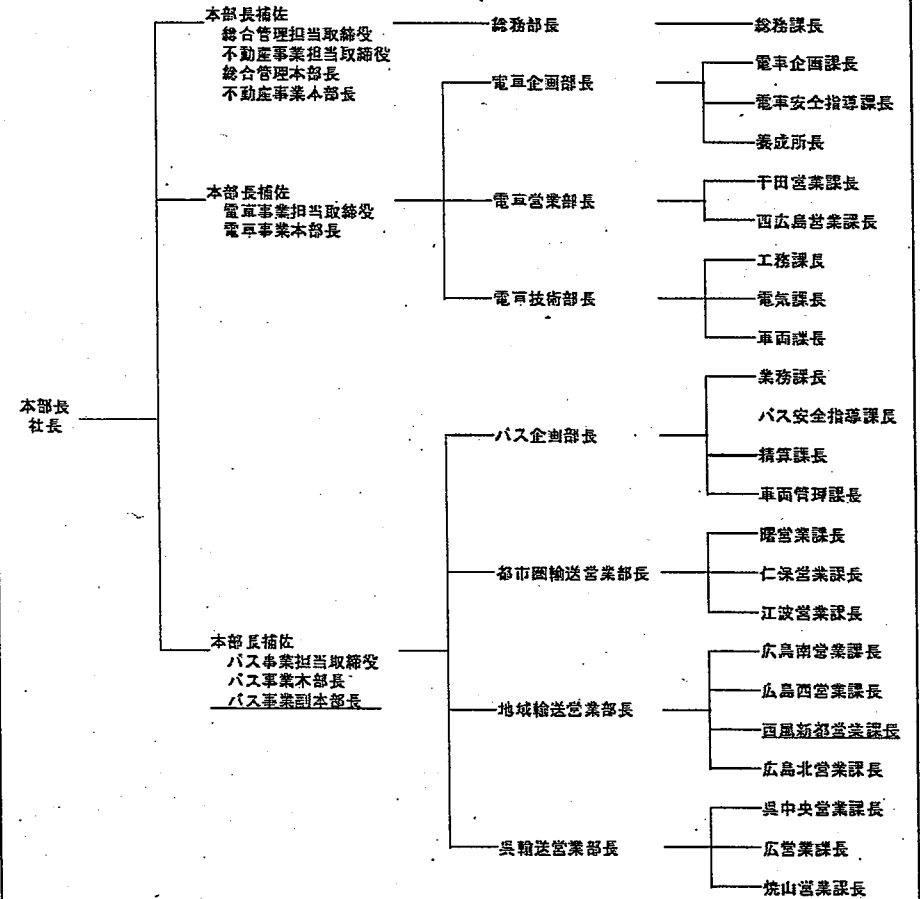


修正後

3 応急対策

(1) 防災組織
(略)

○ 災害対策本部の構成



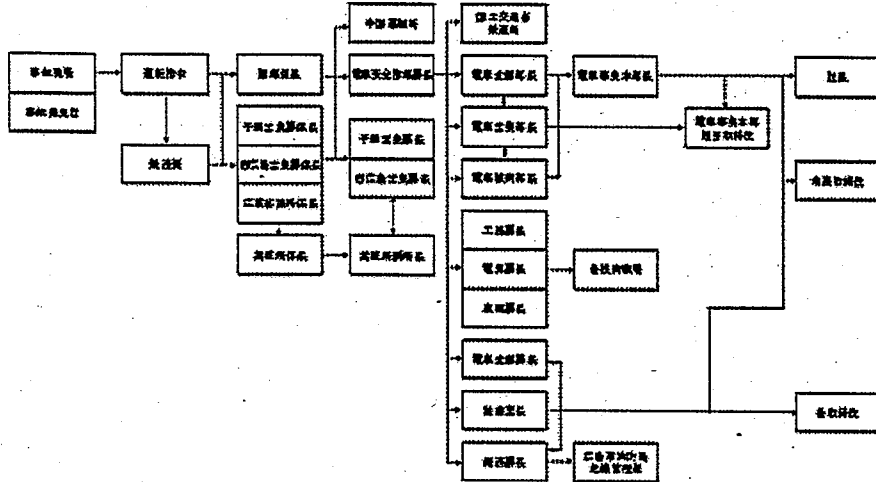
修正前

(2) 通報連絡体制

広島市消防局危機管理部との連携場所をM・Sカンパニー総合管理グループ総務チームとする。

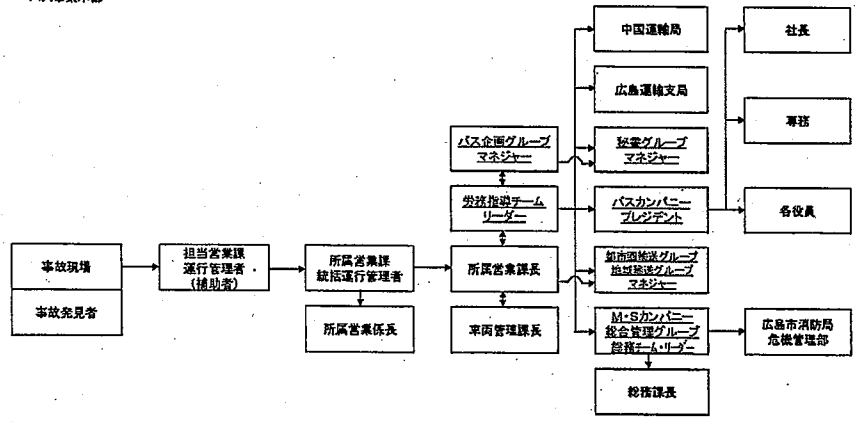
○ 災害発生時の通報ルート

ア 電車事業本部



イ バス事業本部

災害発生時の通報ルート
バス事業本部



(3)~(9) (略)
4 (略)

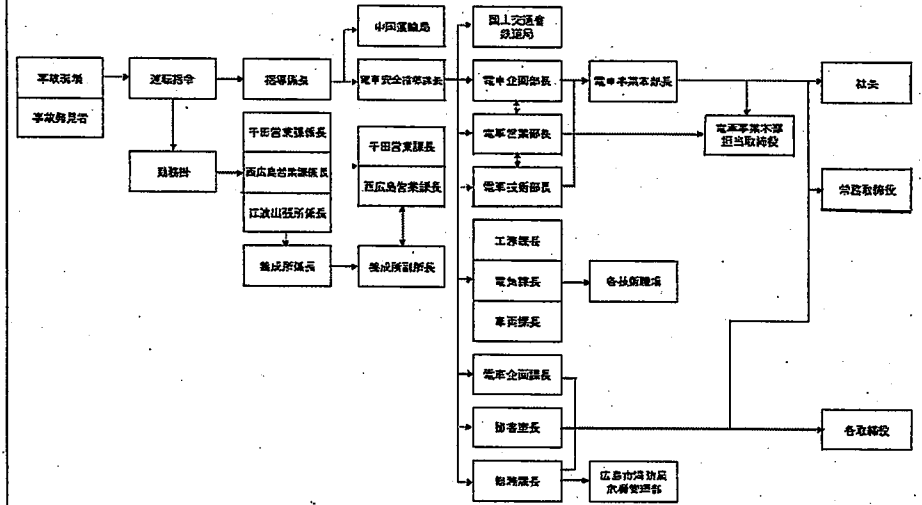
修正後

(2) 通報連絡体制

広島市消防局危機管理部との連携場所を総合管理本部総務部総務課とする。

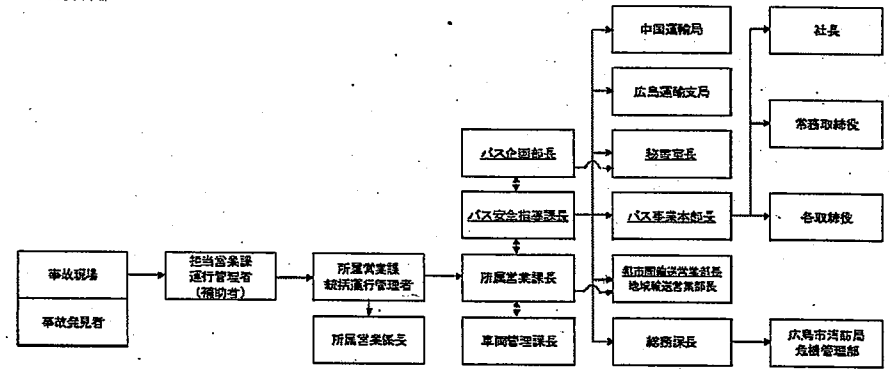
○ 災害発生時の通報ルート

ア 電車事業本部



イ バス事業本部

災害発生時の通報ルート
バス事業本部



(3)~(9) (略)
4 (略)

修正前

基本・風水害対策編

第5章 公益事業等防災計画

第4節 交通輸送施設

頁

281～288

第9 広島県広島ヘリポート管理事務所
(略)

修正後

修正理由

○ 警察署の管轄変更等に伴い、広島ヘリポート緊急計画を修正する。

第9 広島県広島ヘリポート管理事務所
別紙のとおり修正する。

○広島ヘリポート緊急計画

(平成24年8月8日制定)
平成26年 3月31日一部改正

(目的)

第1条 広島ヘリポート緊急計画(以下「緊急計画」という。)は、広島ヘリポート及び広島ヘリポートの周辺における緊急事態等が発生した場合又はその恐れがある場合において、広島ヘリポート及び関係機関相互の協力と緊密な連携により、迅速かつ確かな活動を実施するため、緊急時の通報連絡体制、消火活動、救急活動、医療救護活動、警備・交通規制及びその他の活動に必要な事項を定め、対策を講じることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この緊急計画の適用範囲は、原則として次のとおりとする(以下「緊急事態等」という。)

- (1) 広島ヘリポート又はその周辺で航空機事故が発生した場合
- (2) 広島ヘリポートに進入中の航空機に事故が差し迫った状況にあるか、又はそう推測される場合
- (3) 広島ヘリポートに進入中の航空機に何らかの異常事態が生じているか、又はそう推測される場合
- (4) 不法奪取された航空機が広島ヘリポートに飛来しようとした場合又は飛来した場合
- (5) 広島ヘリポートを出発又は到着地とする航空機あるいは広島ヘリポートの施設に対して、爆破の脅威が発生した場合
- (6) 広島ヘリポート又はその周辺で航空機が含まれない緊急事態が発生した場合
- (7) 広島ヘリポートで医療上の緊急事態が生じた場合
- (8) 自然災害が発生した場合
- (9) 広島ヘリポート又はその周辺で火災が発生した場合

(関係機関)

第3条 この緊急計画の関係機関は次の機関(以下「関係機関」という。)とし、その構成は別紙1のとおりとする。

- (1) 航空交通機関(飛行情報関係を含む。)
- (2) 救難及び消防機関
- (3) 警察及び警備機関
- (4) ヘリポート管理関係機関
- (5) 医療機関
- (6) 航空運送事業者等
- (7) 通信機関
- (8) ヘリポート関係事業者

(関係機関の活動分担)

第4条 緊急事態等における関係機関の活動の分担は、原則として別紙2のとおりとする。

(実施要領等の制定)

第5条 広島県広島ヘリポート管理事務所の所長(以下「管理事務所長」という。)は、緊急事態等に応じた活動内容の実施にあたり必要な事項について、別に要領等を定めて処理を行うことができ

る。

(連絡体制)

第6条 緊急事態等が発生した場合の連絡通報を迅速かつ確実にを行うため、事前に適用の基準に従った緊急連絡体制(連絡通報先の窓口名、電話番号及びFAX番号を昼夜、休日別に確認整理したもの。以下「緊急連絡体制」という。)を作成する。なお、変更があった場合は速やかに訂正し、関係機関に連絡するものとする。

2 緊急連絡体制は、通報を行う場所の見やすい位置に掲示する。

3 管理事務所長は、執務時間外の突発的な災害の発生に備え、全職員を網羅する連絡経路を明らかにし、職員に周知徹底しておかなければならない。

(緊急事態等の通報)

第7条 広島ヘリポート内で緊急事態が発生した場合は、緊急連絡体制により関係機関に対して判明している次の事項を速やかに通報するとともに、必要に応じて消火救難活動の要請を行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類及び規模
- (2) 緊急事態発生時刻
- (3) 緊急事態発生場所
- (4) 緊急事態の具体的内容

2 広島県広島ヘリポート管理事務所(以下「管理事務所」という。)は、その周辺において航空機を含む緊急事態または火災が発生したことを覚知した場合には、第1項の規定に準じた通報を行うものとする。

(対策本部等)

第8条 緊急事態等が発生した場合において、広島県土木局長(以下「土木局長」という。)は、必要に応じて広島県土木局内に土木局長を本部長とする対策本部を設置する。

2 前項の対策本部が設置された場合、管理事務所長は、広島ヘリポート内に管理事務所長を本部長とする現地本部を設置する。

3 前2項の対策本部及び現地本部の組織及び業務等は、別紙3による。

(現地連絡調整機関)

第9条 緊急事態等が発生した場合は、必要に応じて現場における関係機関相互の連絡調整を目的とした現地連絡調整機関を組織する。

2 原則として現地連絡調整機関は広島ヘリポート教育訓練室内に設置する。

3 現地連絡調整本部長は管理事務所長とする。

4 現地連絡調整機関の構成は、災害関係機関からなる。

5 前条による対策本部が設置された場合は、同本部の指揮系統及び連絡系統のもとに現地連絡調整機関を運営する。

6 現地連絡調整機関には、別に定める要領により緊急電話を設置する。

(自衛隊への災害派遣要請)

第10条 自衛隊への災害派遣要請は、広島県地域防災計画による。

2 管理事務所長は、知事が自衛隊への災害派遣要請に必要な次の情報を収集し、報告する。

- (1) 災害の状況
- (2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考になるべき事項

(消火救難活動)

第11条 管理事務所は、消火救難活動を実施するにあたり、その基準となる要領等を別に定めるものとする。

2 関係機関相互の協力と緊密な連携を図り、消火救難活動を実施するため、管理事務所と消火救難に係る関係機関との間で協定を締結する。

(消火救難隊)

第12条 管理事務所は、消火救難活動を迅速かつ円滑に実施するため、広島ヘリポート内の各団体の協力を得て、消火救難隊を組織するものとする。

2 前項の消火救難隊を組織するため、管理事務所と広島ヘリポート内の各団体との間で協定を締結する。

3 第1項に規定により組織する消火救難隊の構成及び業務分担等は、要領等により別に定める。

(負傷者の選別等)

第13条 ヘリポート管理関係機関、救難及び消防機関、医療機関は、協力して現場付近の適切な場所に救護所等を設置するとともに、被災者についてすみやかに負傷者の選別を行い、必要な救急活動及び医療救護活動を実施する。

(医療救護活動及び傷病者搬送活動)

第14条 医療救護に係る関係機関は、相互の協力と緊密な連携をはかり、必要な地区を設置し、医療救護活動及び傷病者搬送を実施する。

2 管理事務所は、次により、「搭乗者待機地区」、「傷病者救護地区」及び「無傷者待機地区」を設置する。

(1) 「搭乗者待機地区」は、関係消防機関及び医療機関が効果的な治療を行うために、搭乗者の傷病の程度を識別する地区とする。

(2) 「傷病者救護地区」は、関係消防機関及び医療機関の協力により、傷病者に対する医療救護活動を行うための地区とする。

(3) 「無傷者待機地区」は、関係消防機関と連携し、搭乗者の把握及び現場における混乱の防止等を適切に行うため、傷病者救護地区から離れた場所に設置する地区とする。

3 関係消防機関は、自衛隊と共同して傷病者救護地区で安定化が図られた傷病者を、後方医療機関へ搬送するため、「傷病者搬送地区」を設置する。

4 遺体の収容等については、広島県地域防災計画に準じた活動とする。

(警備及び交通規制活動等)

第15条 緊急事態等の現場付近における警備及び交通規制等は、原則として次により実施する。

(1) 広島ヘリポート内において航空機事故が発生した場合、管理事務所長は当該航空機事故の処理が終了するまでの間、広島ヘリポートを閉鎖する等必要な措置を行うことができる。

(2) 管理事務所は、広島ヘリポート内で緊急事態が発生した場合、制限区域内の警備及び入場規制を実施する。

(3) 関係警察機関は、緊急事態発生現場付近の警備及び周辺道路の交通規制を実施する。

(4) 広島海上保安部は、緊急事態発生現場周辺海域の警備及び交通規制を実施する。

(航空機事故等現場保存)

第16条 航空機事故など発生後に原因究明や調査等が必要となる緊急事態等については、人命救助、遺体収容、消火等のために必要がある場合を除き、できる限り忠実な現場保存に努めなければならない。

2 前項の現場の状態を変更させる場合には、写真、見取図又は記録により変更以前の状況を把握し、国土交通省の航空機事故調査担当官等が調査の際の参考となり得るように行うものとする。

(グリッドマップ)

第17条 管理事務所は、緊急事態が発生した場合の消火救難活動を迅速かつ適切に実施するため、次により広島ヘリポート及びその周辺に係る格子地図(以下「グリッドマップ」という。)を作成し、あらかじめ緊急計画関係機関に配布しておくものとする。

(1) 「広島ヘリポートグリッドマップ」

ア 滑走路、誘導路等の基本施設、保安施設、消防施設及び広島ヘリポート内の主要施設を標示したものとする。

イ 範囲は、広島ヘリポートの告示の範囲とする。

(2) 「広島ヘリポート場外グリッドマップ」

ア 主要な道路、鉄道、学校、病院、警察署、消防署及び河川等を標示したものとする。

イ 範囲は、広島ヘリポートの標点から半径約9 Kmの円内とする。

(訓練)

第18条 管理事務所は関係機関の協力のもとに、この緊急計画の実効性を確保するため、次により定期的に訓練を実施する。

(1) 図上訓練 関係機関又は一部関係機関の訓練担当者による机上の訓練

(2) 部分訓練 各関係機関の役割分担を中心とした訓練

(3) 総合訓練 図上訓練及び部分訓練に参加した関係機関が、それぞれの訓練の成果を元に実施する総合的な訓練。

2 訓練を実施した場合は講評を実施する。

(緊急計画に係る協議)

第20条 緊急計画の円滑かつ適切な実施を図るため、緊急計画の諸活動に係る事項及び訓練の計画等について、関係機関において協議する。

(広報業務)

第21条 職員は、業務上知り得た航空機事故等に係る情報又は資料を、次項の規定によるほかは、部外者に対し提供してはならない。

2 航空機事故等に関する広報業務は、土木局長が指定する者が一元的に行う。

3 前項の広報業務を行う場合において、事故調査に関する情報及び事故の原因に関する情報、推測等は、これを提供してはならない。

4 前項の広報を行う者は、公表すべき事項がきわめて重大であると認められる場合は、あらかじめ土木局長の承認を受けなければならない。

(その他)

第22条 法令及び地域防災計画等に基づく措置が実施される場合には、この計画にかかわらず当該法令及び計画等によるものとする。

2 この計画及びこの計画に基づく要領等に記載する事項は、国土交通省航空局から指示があった場合は、国土交通省航空局の指示を優先する。

附 則

この計画は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この計画は、平成26年 4月 1日から施行する。

別紙1

緊急事態等における関係機関

関 係 機 関	構 成
(1) 航空交通機関 (飛行情報を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省 (大阪航空局広島空港事務所を含む。) ・(一財)航空機安全運航支援センター
(2) 救難及び消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊 ・広島市消防局(広島西消防署) ・消火・救難業務受託者
(3) 警察及び警備機関	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県警察本部(広島西警察署) ・第六管区海上保安本部(広島海上保安部) ・ヘリポート警備受託者
(4) ヘリポート管理関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県、広島市
(5) 医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・広島ヘリポート周辺の医療機関
(6) 航空運送事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・第一航空㈱ ・朝日航洋㈱ ・中日本航空㈱ ・オールニッポンヘリコプター㈱
(7) 通信機関	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT西日本㈱
(8) ヘリポート関係事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・広島空港ビルディング㈱ ・マイナミ空港サービス㈱

緊急事態等における関係機関の活動分担

関係機関		活動分担
航空交通機関	国土交通省	ア 航空交通規制 イ その他必要な活動
	(一財)航空機安全運航支援センター	ア 臨時ヘリパッド、ヘリ飛行ルートの選定 イ その他必要な活動
救難及び消防機関	自衛隊災害派遣部隊	ア 搭乗者の救助 イ 傷病者の輸送 ウ 行方不明者の捜索 エ その他必要な活動
	消防機関 消火救難業務受託者	ア 消火活動 イ 搭乗者の救助 ウ 救急活動 エ 傷病者搬送活動 オ その他必要な活動
警察及び警備機関		ア 搭乗者の救助 イ 事故現場付近及び救難地区等の警戒警備 ウ 交通規制 エ 医療救護班輸送車両(医師)の先導 オ 遺体の検視と身元確認 カ 行方不明者の捜索 キ その他必要な活動
広島県 広島市	広島ヘリポート管理事務所	ア 緊急対策現地本部の設置 イ 消火救難活動(委託により消火救難業務受託者が行う) ウ 搭乗者の救助(委託により消火救難業務受託者が行う) エ 搭乗者待機地区の設置 オ 傷病者救難地区の設置及び医療資器材の配置(ヘリポート内での航空機災害発生の場合) カ 傷病者数及び搭乗者の把握 キ 制限区域内への入場制限 ク 制限区域内の誘導 ケ 航空会社との連絡窓口 コ 現地関係機関との連絡調整 サ その他必要な活動
		本庁機関
	広島市	ア 「広島市地域防災計画 都市災害対策編」に準じた活動 イ 救難地区の設置(ヘリポート場外陸上での航空機災害発生の場合) ウ その他必要な活動
医療機関		ア 救難班の派遣 イ 救急医療活動 ウ その他必要な活動
航空運送事業者等		ア 乗客名簿の作成及び提出 イ 遺体の身元確認 ウ 通訳の配置 エ 放射性物質の積載等危険物の有無に関する報告 オ 被災者及び関係者の水、食事、衣類等必需品及び一時収容所等の手配 カ 油防除の対策
通信機関		ア 通信手段の確保 イ その他必要な活動
ヘリポート関係事業者		ア 消火救難隊への参画又は協力 イ その他必要な活動

広島ヘリポート緊急対策本部及び同現地本部について

1 対策本部等の組織及び業務

「広島ヘリポート緊急計画」第8条第1項及び同条第2項に定める対策本部及び現地本部(以下「緊急対策本部等」という。)については、原則として次のとおりとする。ただし、災害対策基本法に基づく広島県災害対策本部が設置されたときは、同本部の指揮・連絡系統及び事務分掌に編入する。

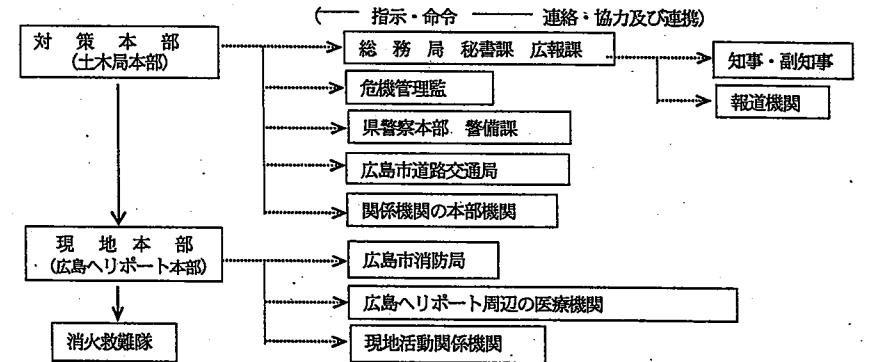
対策本部 (土木局本部)	名称	広島ヘリポート緊急対策本部
	設置場所	広島県土木局内(事務局:空港振興課)
現地本部 (広島ヘリポート本部)	組織	本部長 広島県土木局長 副本部長 広島県空港振興課長 本部長が指示する職員
	主な業務	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態等の情報収集及び資料作成 現地対策本部への指示 関係部局との調整 報道対応 その他緊急事態等の対策に必要な業務
現地本部 (広島ヘリポート本部)	名称	広島ヘリポート緊急対策現地本部
	設置場所	広島ヘリポート内(広島ヘリポート管理事務所教育訓練室)
現地本部 (広島ヘリポート本部)	組織	本部長 広島ヘリポート管理事務所長 副本部長 広島ヘリポート管理事務所員(係長相当) 本部長が指示する職員
	主な業務	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態等の情報収集及び報告 消火救難隊の編成・出動の指示 対策本部からの指示等の関係機関への連絡 業務処理に応じた班編成等(総務、消火救難、医療、協力等) その他緊急事態等の対策に必要な業務

2 設置基準

原則として、緊急事態等が発生時において、関係機関等との協力・連携のもとに対策を講じる必要があると認められるときに設置するものとする。(例:被害の恐れがあり広範に影響が見込まれる場合等、あるいは状況によって、広島県災害対策本部の設置が予測される場合など)

3 連絡系統

緊急対策本部等の連絡体制は、原則として次による。



4 緊急連絡体制

初動時の緊急連絡体制については、別に定める。

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第6節 ライフライン施設等の整備	頁 45
第1 上水道施設の整備 1 ライフラインの確保 (1)・(2) (略) (3) 送・配水管路の耐震化 送・配水管路は、給水区域内全域に網目状に敷設されており、地震によりこれらの管路の破裂、漏水が想定されることから、次のような耐震化等の対策を講じる。 ア 耐震継手管の拡大使用《水道局技術管理課》 <u>耐震継手管については、昭和54年度から盛土部、軟弱地盤、主要管路に使用するとともに、大規模地震被害想定調査結果に基づき、液状化危険地域内の配管整備及び救急告示病院、広域避難場所など重要公共施設等への配管ルートにも使用範囲を拡大してきたところであり、引き続き整備推進を図る。</u> イ～カ (略) (4)～(6) (略) 2～4 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 水道施設の送・配水管路の整備について、平成26年度から全て耐震継手管を使用することとしたため、これに係る内容を修正する。	
第1 上水道施設の整備 1 ライフラインの確保 (1)・(2) (略) (3) 送・配水管路の耐震化 送・配水管路は、給水区域内全域に網目状に敷設されており、地震によりこれらの管路の破裂、漏水が想定されることから、次のような耐震化等の対策を講じる。 ア 耐震継手管の使用 <u>《水道局技術管理課》</u> <u>耐震継手管については、昭和54年度に採用し、大規模地震被害想定調査結果に基づき使用範囲を拡大してきたところであるが、平成26年度から管路の整備に当たっては全て耐震継手管を使用することとし、引き続き送・配水管路の耐震化の推進を図る。</u> イ～カ (略) (4)～(6) (略) 2～4 (略)	

修正前

震災対策編 第2章 災害予防計画 第6節 ライフライン施設等の整備	頁 47
---	-------------

第2 下水道施設の整備
(略)
1～2 (略)
3 下水道BCPの策定による災害復旧の迅速化《下水道局計画調整課》
大規模地震が発生し、下水道施設が被災した場合でも、従来よりも速やかに下水道の機能を復旧・維持する「減災対策」として下水道BCP*の策定を進める。その後は下水道BCPに基づく災害訓練等を繰り返し実施することで、改善・見直しなどを行い、速やかな復旧に対応できるよう目指す。
※BCP(Business Continuity Plan 事業継続計画)とは、災害発生時のヒト、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。
4 応援体制《下水道局計画調整課》
災害時の他都市等との情報連絡体制や支援拠点等について、21大都市災害時相互応援に関する協定に基づく「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」及び中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定に基づく「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」の中で定めており、大規模災害時における下水道施設等の迅速かつ円滑な復旧を図るための応援体制は確立されている。

修正後

修正理由
○ 下水道BCPは、平成26年3月に策定が完了したため、内容を修正する。
○ 応援体制に基づいた被災時の対応を追加する。

第2 下水道施設の整備
(略)
1～2 (略)
3 下水道BCPの策定による災害復旧の迅速化《下水道局計画調整課》
下水道施設が被災した場合に、下水道施設が速やかに復旧できるよう、下水道BCPを策定している。今後は、突発的に発生する災害に対して迅速に災害復旧ができるよう、下水道BCPに基づく災害訓練を繰り返し、必要に応じて、下水道BCP*の見直しと改善を実施する。
※BCP(Business Continuity Plan 事業継続計画)とは、災害発生時のヒト、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。
4 応援体制《下水道局計画調整課》
下水道に関する他都市等との応援体制について、21大都市災害時相互応援に関する協定に基づく「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」及び中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定に基づく「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」の中で定めている。
下水道施設が大規模に被災した場合は、他都市等へ、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請する。

修正前

都市災害対策編 第2章 海上災害対策 第2節 市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況	頁 305、 315～319
---	--------------------------

- 1 (略)
2 港湾施設
(1) (略)
(2) 施設状況
資料1「港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図」及び資料2「公共けい留施設の現況」のとおり。
(3) 利用状況

ア 入港船舶種別表(平成23年) (単位:隻・トン)

区分	外航商船	内航商船	自動車航送船 (内外航含む)	その他	合計
隻数	1,272	27,825	19,978	238	49,313
総トン数	16,495,105	6,032,657	9,493,470	145,900	32,167,132

※ (略)
イ 入港船舶階級別表(平成23年) (単位:隻)

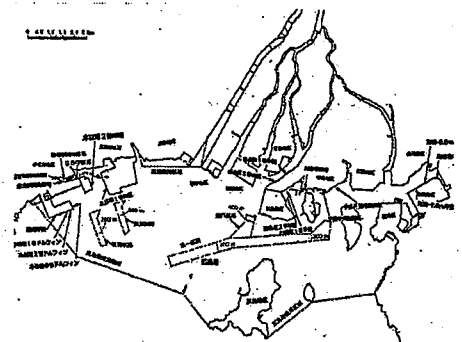
区分	10,000 総 トン以上	6,000 以上 10,000未満	3,000以上 6,000未満	1,000以上 3,000未満	500以上 1,000未満	500 総トン 未満	合計
外航	326	264	636	37	9	0	1,272
内航	0	5	392	251	4,697	42,468	47,803
							49,075

ウ 船舶乗降人員(平成23年) (単位:人)

乗込人員	上陸人員	計
1,037,434	1,128,334	2,165,768

エ 大型旅客船の入港状況
資料3「大型旅客船の入港状況」のとおり。

資料1 港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図



修正後

修正理由 ○「港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図」、「公共けい留施設の現状」及び「大型旅客船の入港状況」を最新の状況に修正する。
--

- 1 (略)
2 港湾施設
(1) (略)
(2) 施設状況
資料1「港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図」及び資料2「公共けい留施設の現況」のとおり。
(3) 利用状況

ア 入港船舶種別表(平成25年) (単位:隻・トン)

区分	外航商船	内航商船	自動車航送船 (内外航含む)	その他	合計
隻数	1,357	30,412	20,513	345	52,627
総トン数	19,636,376	9,488,036	8,402,830	153,972	37,681,214

※ (略)
イ 入港船舶階級別表(平成25年) (単位:隻)

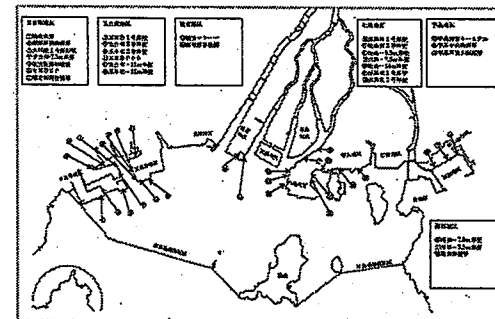
区分	10,000 総 トン以上	6,000 以上 10,000未満	3,000以上 6,000未満	1,000以上 3,000未満	500以上 1,000未満	500 総トン 未満	合計
外航	307	450	519	79	1	1	1,357
内航	150	53	709	152	5,134	44,727	50,925
							52,282

ウ 船舶乗降人員(平成25年) (単位:人)

乗込人員	上陸人員	計
1,028,757	1,082,907	2,111,664

エ 大型旅客船の入港状況
資料3「大型旅客船の入港状況」のとおり。

資料1 港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図



修正前

資料2 公共けい留施設の現況

平成24年4月1日現在

地区名	施設名	けい留施設				摘要
		延長 m	前面推進 m	けい船標準値 D/W	船席数 バース	
海田	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
向洋・仁保	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
船越	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
宇品	宇品外貿ふ頭岸壁	955	-10.0	15,000	5	
	宇品外貿ドルフィン	95	-10.0			
	通船棧橋	120	-4.0			通船用
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	広島港棧橋(1号)	48	-4.0	1000G/T		フェリー用
	広島港統合棧橋	200	-4.0~-6.0			旅客用
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	広島港第4号棧橋(島嶼部フェリー棧橋)	140	-4.0			フェリー用
	元宇品棧橋	13	-2.0			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
出島	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	出島-7.5岸壁2バース	150	-7.5	5,000	1	
	出島-5.5岸壁	110	-5.5	2,000	1	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
吉島	南吉島1号物揚場	100	-2.0			モーターボート・ヨット用
	光南物揚場	197	-2.0			改修中
	BP広島A~Nバース	1,282	-2.0			モーターボート・ヨット用
	BP広島一時係留棧橋	66	-2.0			モーターボート・ヨット用
江波	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
観音	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	マリーナ物揚場	85	-3.0			モーターボート・ヨット用
	観音旅客浮棧橋	98	-7.0			旅客用
似島	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	似島家下-2m前棧橋	44	-2.0			
	似島大黃浮棧橋	49	-3.0			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
五日市	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
廿日市	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	貯木場物揚場	60	-1.5			
	桜尾新開物揚場	43	-1.0			
	昭南新開物揚場	351	-2.0			
	昭北新開物揚場	140	-3.0			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

D/Wとは載貨重量トン数を、G/Tとは総トン数を示す。

修正後

資料2 公共けい留施設の現況

平成26年4月1日現在

地区名	施設名	けい留施設				摘要
		延長 m	前面推進 m	けい船標準値 D/W	船席数 バース	
海田	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
向洋・仁保	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
船越	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
宇品	宇品外貿ふ頭岸壁	955	-10.0	15,000	5	
	宇品外貿ふ頭ドルフィン	88	-10.0			
	宇品中央物揚場	24	-4.0			
	通船棧橋	60	-4.0			通船用
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	広島港棧橋(1号)	48	-4.0	1000G/T		フェリー用
	広島港統合棧橋	137	-4.0~-6.0			旅客用
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	広島港第4号棧橋(島嶼部フェリー棧橋)	140	-4.0			フェリー用
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
出島	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	出島-7.5岸壁2バース	150	-7.5	5,000	1	
	出島-5.5岸壁	130	-5.5	2,000	1	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
吉島	ボートパーク広島北エプロン	197	-2.0			モーターボート・ヨット用
	ボートパーク広島南エプロン	100	-2.0			モーターボート・ヨット用
	BP広島A~Xバース	4,430	-2.0			モーターボート・ヨット用
	BP広島一時係留棧橋	66	-2.0			モーターボート・ヨット用
江波	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
観音	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	マリーナ物揚場	85	-3.0			モーターボート・ヨット用
	観音旅客棧橋	98	-7.0			旅客用
似島	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	似島家下-2m前棧橋	44	-2.0			
	似島大黃浮棧橋	75	-3.0			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
五日市	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
廿日市	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	貯木場物揚場	60	-1.5			
	昭南新開物揚場	351	-1.0			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

D/Wとは載貨重量トン数を、G/Tとは総トン数を示す。

修正前

資料3 大型旅客船の入港状況

区分	外航		内航		計
	隻数	最大船舶(総トン数)	隻数	最大船舶(総トン数)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平成24年	14	パシフィック・プリンセス アザラマ・クエスト 30,277	10	ばしふいっくびいなす 26,594	24
_____	_____	_____	_____	_____	_____

3 定期航路の就航状況

資料4「コンテナ等定期航路の就航状況」のとおり。

資料4 コンテナ等定期航路の就航状況

平成24年4月1日現在

a 海外定期航路

航路	船会社	開設年月	便数	寄港地	左の航路を利用し ての主な輸出入先
韓国航路	(略)	(略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国 ・中国 ・東南アジア ・北アメリカ ・ヨーロッパ ・西アジア
	カメラライン	1996.4	2/週 (月・金)	釜山	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	Namsung Shipping Co. Ltd	2010.6	1/週 (火)	釜山・仁川	
中国航路	K M T C	1995.4	2/週 (水・木)	釜山・蔚山	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国 ・中国(華南)
	(略)	(略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・中国
	民生輪船有限公司	2001.12	1/週 (金)	青島・上海	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

修正後

資料3 大型旅客船の入港状況

区分	外航		内航		計
	隻数	最大船舶(総トン数)	隻数	最大船舶(総トン数)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平成24年	14	パシフィック・プリンセス アザラマ・クエスト 30,277	10	ばしふいっくびいなす 26,594	24
平成25年	16	サン・プリンセス 77,441	11	飛鳥II 50,142	27

3 定期航路の就航状況

資料4「コンテナ等定期航路の就航状況」のとおり。

資料4 コンテナ等定期航路の就航状況

平成26年4月1日現在

a 海外定期航路

航路	船会社	開設年月	便数	寄港地	左の航路を利用し ての主な輸出入先
韓国航路	(略)	(略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国 ・中国 ・東南アジア ・北アメリカ ・ヨーロッパ ・西アジア
	カメラライン	1996.4	2/週 (火・金)	釜山	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	Namsung Shipping Co. Ltd	2010.6	1/週 (木)	釜山・_____	
中国航路	K M T C	1995.4	2/週 (水・木)	釜山・蔚山	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国 ・中国(華南)
	(略)	(略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・中国
	民生輪船有限公司	2001.12	1/週 (土)	_____・上海	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

修正前

b コンテナフィーダー

航路	船会社	便数	開設年月	寄港地	左の航路を利用し ての主な輸出入先
阪神	マロックス 井本商運	6 / 週 —	1980.5	神戸, 大阪	・中国 ・東南アジア ・南北アメリカ ・ヨーロッパ ・地中海 ・西アジア ・アフリカ ・豪州 等

c 国内定期航路

航路	船会社	便数	開設年月	寄港地	備考
千葉航路	マロックス	3 / 週 (月・水・金)	1989.7	広島, 千葉	
神戸	山九/井本商運 (OOCL)	1 / 週 (木)	2009.3	広島, 神戸	その他の寄港地(徳山, 中関, 細島, 志布志他)
神戸	山九/井本商運 (OOCL)	1 / 週 (土)	2009.5	広島, 徳山, 神戸	その他の寄港地(ひび き, 門司, 宇部他)
神戸	山九/井本商運 (OOCL)	1 / 週 (火)	2009.5	広島, 神戸	その他の寄港地(和歌 山, 徳島, 岩国他)

修正後

b コンテナフィーダー

航路	船会社	便数	開設年月	寄港地	左の航路を利用し ての主な輸出入先
阪神	マロックス 井本商運	6 / 週	1980.5	神戸, 大阪	・中国 ・東南アジア ・南北アメリカ ・ヨーロッパ ・地中海 ・西アジア ・アフリカ ・豪州 等

c 国内定期航路

航路	船会社	便数	開設年月	寄港地	備考
千葉航路	マロックス	3 / 週 (月・水・金)	1989.7	広島, 千葉	
神戸	山九/井本商運 (OOCL)	1 / 週 (火)	2009.3	広島, 神戸	その他の寄港地(徳山, 中関, 細島, 志布志他)
神戸	山九/井本商運 (OOCL)	1 / 週 (土)	2009.5	広島, 徳山, 神戸	その他の寄港地(ひび き, 門司, 宇部他)
神戸	山九/井本商運 (OOCL)	1 / 週 (木)	2009.5	広島, 神戸	その他の寄港地(和歌 山, 徳島, 岩国他)

修正前

都市災害対策
第2章 海上災害対策
第4節 災害予防計画

頁
326・327、334

資料6 広島地区排出油等防除協議会会則別表

広島地区排出油等防除協議会会員名簿

平成25年7月1日現在(44機関)

区分	機関の名称	代表者	連絡者	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
地方及びその団体機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	海田警察署	署長	地域課長	736-0051	広島県安芸郡海田町つくも町1-45	082-820-0110	082-822-3119
	広島県広島港湾振興事務所	所長	港湾課長	734-0011	広島市南区宇品海岸2-23-53	082-251-7145	082-253-8250
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
公共団体及び企業	(社)広島県清港会	会長	事務局長	734-0011	広島市南区宇品海岸3-12-72	082-254-4083	082-254-4083
	出光興産㈱広島油槽所	所長	所長又は代理	734-0054	広島市南区月見町2244-2	082-282-6151	082-285-6521
	東西オイルターミナル㈱広島油槽所	所長	所長	734-0054	広島市南区月見町2244	082-281-3158	082-285-1189
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	日興産業株式会社	代表取締役	営業部長	734-0015	広島市南区宇品御幸2-15-25	082-253-7111	082-253-6714
	広島・呉地区皮船協議会	事務局	内海及船型 広島営業班	734-0011	広島市南区宇品海岸2-23-36	082-253-6811	082-253-4537
	内外輸送㈱広島支店	支店長	業務部	731-4325	広島県安芸郡坂町綱尾1-2-1	082-884-1311	082-884-1431
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

排出油等防除マニュアル 連絡系統図
(略)

修正後

修正理由

○ 県警管轄区域再編等に伴い、「広島地区排出油等防除協議会会員名簿」及び「連絡系統図」を修正する。

資料6 広島地区排出油等防除協議会会則別表

広島地区排出油等防除協議会会員名簿

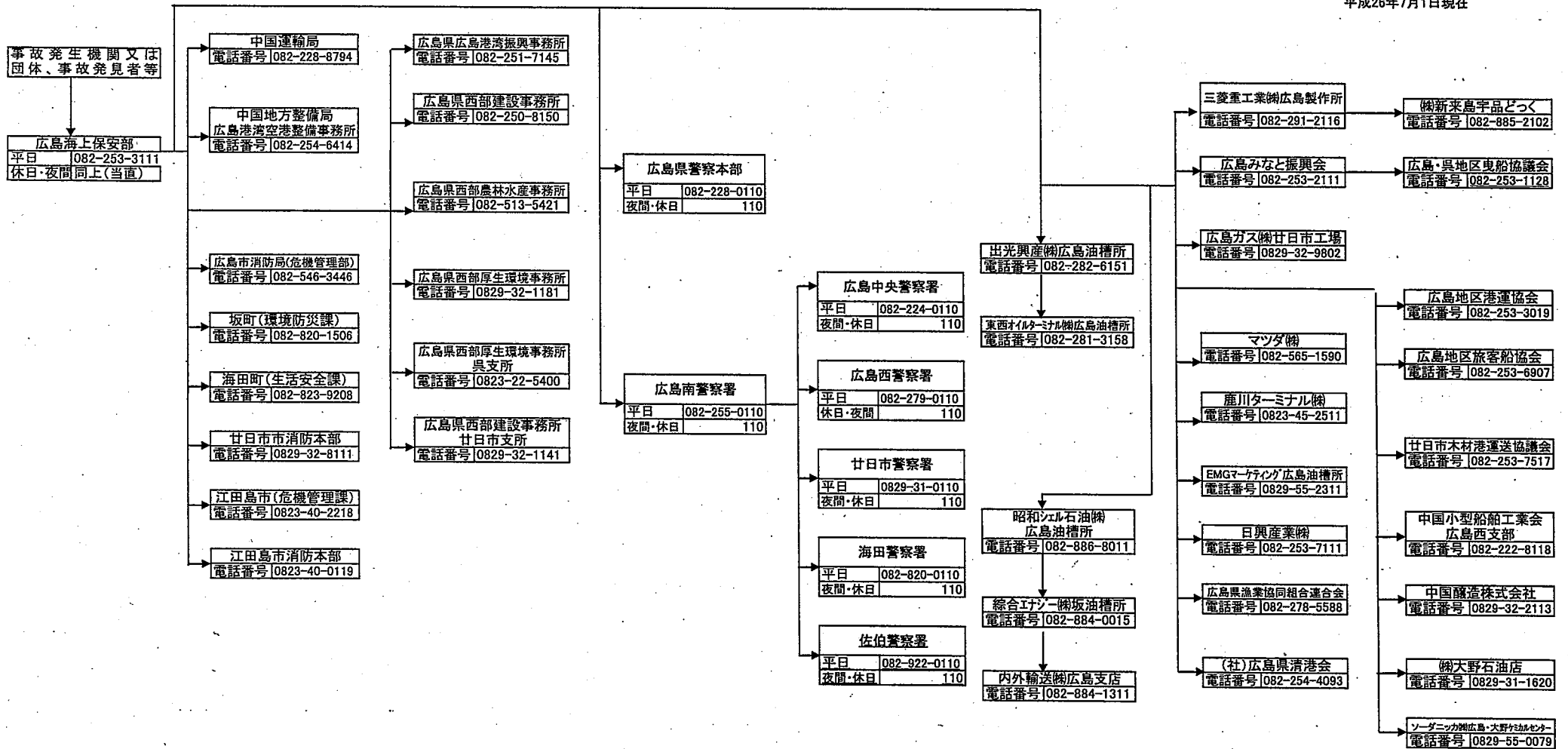
平成28年7月1日現在(45機関)

区分	機関の名称	代表者	連絡者	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
地方及びその団体機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	海田警察署	署長	地域課長	736-0051	広島県安芸郡海田町つくも町1-45	082-820-0110	082-822-3119
	佐伯警察署	署長	地域課長	731-5158	広島市佐伯区倉賀1-26-1	082-822-0110	082-822-0113
	広島県広島港湾振興事務所	所長	港湾課長	734-0011	広島市南区宇品海岸2-23-53	082-251-7145	082-253-8250
公共団体及び企業	(社)広島県清港会	会長	事務局長	734-0011	広島市南区宇品海岸3-12-72	082-254-4083	082-254-4083
	出光興産㈱広島油槽所	油槽所責任者	地域営業課長又は代理	734-0054	広島市南区月見町2244-2	082-282-6151	082-285-6521
	東西オイルターミナル㈱広島油槽所	所長	所長	734-0054	広島市南区月見町2244	082-281-3158	082-285-1189
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	日興産業株式会社	代表取締役	営業部長	734-0015	広島市南区宇品御幸2-15-25	082-253-7111	082-253-6714
	広島・呉地区皮船協議会	事務局	日吉造船(株) 広島支店	734-0011	広島市南区宇品海岸2丁目23-36	082-253-1128	082-251-0410
	内外輸送㈱広島支店	支店長	業務部	731-4325	広島県安芸郡坂町綱尾1-2-1	082-884-1311	082-884-1431
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

排出油等防除マニュアル 連絡系統図
別紙のとおり。

連絡系統図

平成26年7月1日現在



修正前

都市災害対策編
第2章 海上災害対策
第4節 災害予防計画

頁
335

資料7 海上流出油対策用資機材の保有状況

防除器材の整備・保有状況一覧表 平成25年3月31日現在

機関名	オイルフ エンス (m)	油処理剤 (%)	油吸着材 (kg)	油ゲル化 剤(kg)	ガス検知 器(台)	防災作業 船(隻)	消防能力 保有船 (隻)	化学消火剤 (泡k l、粉末 kg)
広島海上保安部	200	2,998	417		2	1	2	
中国地方整備局		270	293		2	2		
広島県広島港湾振興事務所	1,450	216	396					
広島県西部建設事務所	30	270	304					
広島県西部建設事務所 廿日市支所	540		550					
広島市(広島市消防局)	300	270	80		1		1	4k l
廿日市市消防本部	100		273		5		1	0.86k l
江田島市消防本部		126	17		2			22k l
坂町	20							
海田町	40		100					
社団法人広島県清港会	260		250				1	
出光興産(株)広島油槽所	400	630	151		3	1		2.44k l 903kg
東西オイルターミナル(株) 広島油槽所	300	1,440	400		1	1		2.0k l 398.8kg
EMGマーケティング 広島油槽所	880	700	1,100		3	2		5.0k l 390kg
昭和シェル石油(株) 広島油槽所	560	738	204		1	1		5.6k l 381kg
総合エナジー(株) 坂油槽所	300	576	260		1	1		3.6k l 360kg
鹿川ターミナル(株)	4,420	4,878	2,014		9	2		21.2kl
広島ガス(株)廿日市工場	500	540	176	10	21			4.5k l 5,000kg
マツダ(株)	740	306	306		2	1		0.18k l
三菱重工業(株)広島製作所 (株)新来島宇品どつく	100 90	902 100	1,745 50		3			
内外輸送(株)広島支店	300	630	102		1	1		3.5k l 705kg
中国醸造株式会社 (株)大野石油店	260	540	114					2.2k l 0.45k l
ソーダニッカ(株)広島・大野ケミ カルセンター			85					
日興産業(株)	200	288	272					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合計	11,980	16,488	9,659	10	57	13	17	77.53kl 8,137.8kg

修正後

修正理由

○ 海上流出油対策用資機材の保有状況を時点修正する。

資料7 海上流出油対策用資機材の保有状況

防除器材の整備・保有状況一覧表 平成26年3月31日現在

機関名	オイルフ エンス (m)	油処理剤 (%)	油吸着材 (kg)	油ゲル化 剤(kg)	ガス検知 器(台)	防災作業 船(隻)	消防能力 保有船 (隻)	化学消火剤 (泡k l、粉末 kg)
広島海上保安部	200	3,366	417		2	1	2	
中国地方整備局		270	273		2	2		
広島県広島港湾振興事務所	1,450	216	396					
広島県西部建設事務所	30	270	215					
広島県西部建設事務所 廿日市支所	540		550					
広島市(広島市消防局)	300	306	94		1		1	4k l
廿日市市消防本部	100		239		6		1	0.84k l
江田島市消防本部		126	17		2			22k l
坂町	20							
海田町	40		100					
社団法人広島県清港会			30				1	
出光興産(株)広島油槽所	400	630	151		3	1		2.44k l 945kg
東西オイルターミナル(株) 広島油槽所	300	1,440	400		1	1		2.0k l 398.8kg
EMGマーケティング 広島油槽所	780	720	1,000		3	2		4.0k l 406kg
昭和シェル石油(株) 広島油槽所	560	738	204		1	1		5.6k l 381kg
総合エナジー(株) 坂油槽所	300	576	260		1	1		3.6k l 360kg
鹿川ターミナル(株)	4,420	4,878	2,014		12	2		21.2kl
広島ガス(株)廿日市工場	500	540	176	10	30			4.5k l 5,000kg
マツダ(株)	740	576	714		2			0.38k l
三菱重工業(株)広島製作所 (株)新来島宇品どつく	100 90	945 100	2,156 50		3			
内外輸送(株)広島支店	300	630	102		1	1		3.5k l 611kg
中国醸造株式会社 (株)大野石油店	250	540	114					2.2k l 0.45k l
ソーダニッカ(株)広島・大野ケミ カルセンター			85					
日興産業(株)	200	208	300					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合計	11,630	17,165	10,057	10	70	13	16	72.71kl 8,002kg

修正前

都市災害対策編 第4章 鉄道災害対策 第2節 市域における鉄道施設等の現況	頁 343・348
---	------------------

第2節 市域における鉄道施設等の現況《各鉄軌道事業者》

本市域内を通る鉄軌道は、西日本旅客鉄道（山陽新幹線、山陽本線、呉線、芸備線、可部線）と広島電鉄（市内線～軌道、宮島線～鉄道）及び広島高速交通（アストラムライン）により運行されている。これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線観光地への輸送手段となっている。

このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、現在、延長距離19.0km、利用者数（一日平均）約10.4万人であり、バリアフリーの超低床電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。

また、平成6年に開業したアストラムラインは、広島市北西部の安川沿いにおける、昭和40年代からの急激な宅地開発による、人口の急増に伴う深刻な交通問題を解消するため建設され、延長距離18.4km、利用者数（一日平均）約5万人となっており、市民生活に定着している。

鉄軌道施設の概要は、資料1のとおりである。

資料1

鉄軌道施設の概要

○西日本旅客鉄道株式会社広島支社

区分	市域内駅数	線路延長	橋梁	高架橋	トンネル
山陽本線	10	35.8km	121箇所 1,677m	2箇所 280m	2箇所 194m
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部

(略)

○日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

(略)

○広島電鉄株式会社

(略)

○広島高速交通株式会社

区分	区間	駅数	線路延長	地下区間	高架区間	保有車両
広島高速交通1号線	本通駅～ 広域公園前駅	21	18.4km	1.9km	16.5km	144両24編成

※ 利用者数（一日平均）～52,294人【平成24年度実績】
運行便数～平日 270便、休日 198便

修正後

修正理由

○「市域における鉄道施設等の現況」について、利用者数を時点修正するとともに、新白鳥駅開業に伴い駅数を修正する。

第2節 市域における鉄道施設等の現況《各鉄軌道事業者》

本市域内を通る鉄軌道は、西日本旅客鉄道（山陽新幹線、山陽本線、呉線、芸備線、可部線）と広島電鉄（市内線～軌道、宮島線～鉄道）及び広島高速交通（アストラムライン）により運行されている。これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線観光地への輸送手段となっている。

このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、現在、延長距離19.0km、利用者数（一日平均）約10.6万人であり、バリアフリーの超低床電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。

また、平成6年に開業したアストラムラインは、広島市北西部の安川沿いにおける、昭和40年代からの急激な宅地開発による、人口の急増に伴う深刻な交通問題を解消するため建設され、延長距離18.4km、利用者数（一日平均）約5万人となっており、市民生活に定着している。

鉄軌道施設の概要は、資料1のとおりである。

資料1

鉄軌道施設の概要

○西日本旅客鉄道株式会社広島支社

区分	市域内駅数	線路延長	橋梁	高架橋	トンネル
山陽本線	11	35.8km	121箇所 1,677m	2箇所 280m	2箇所 194m
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部

(略)

○日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

(略)

○広島電鉄株式会社

(略)

○広島高速交通株式会社

区分	区間	駅数	線路延長	地下区間	高架区間	保有車両
広島高速交通1号線	本通駅～ 広域公園前駅	22	18.4km	1.9km	16.5km	144両24編成

※ 利用者数（一日平均）～54,009人【平成25年度実績】
(削る。)

修正前	
都市災害対策編 第7章 危険物等災害対策 第2節 市域における危険物等施設の現況	頁 372、379
<p>1 (略)</p> <p>2 毒物劇物施設の現況《県業務課、健康福祉局環境衛生課》 毒物劇物施設は、838施設となっている。(平成22年1月1日現在) (略)</p> <p>このうち、特に注意すべき施設(広島県地域防災計画)は11施設である(別添資料参照)。 なお、毒物劇物については、運搬に際しての情報提供等の制度はない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 ガス類施設の現況《中国四国産業保安監督部保安課、県消防保安課、消防局指導課》 (略)</p> <p>(1) ガス事業法で規定している施設(一般ガス事業、簡易ガス事業)は、「第9章 ライフライン災害対策 第2節」中のガス施設で74件となっている。 このうち、特に注意すべき施設(広島県地域防災計画)は3件である(別添資料参照)。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>資料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特に注意すべき毒物劇物施設《県業務課、健康福祉局環境衛生課》 (略)</p> <p>3 (略)</p>	

修正後																																																				
修正理由 ○ 「毒物劇物施設の現況」及び「ガス類施設の現況」を、平成26年4月1日現在の状況に修正する。																																																				
<p>1 (略)</p> <p>2 毒物劇物施設の現況《県業務課、健康福祉局環境衛生課》 毒物劇物施設は、886施設となっている。(平成26年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">毒物劇物営業者</td> <td>製造業</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>輸入業</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>販売業</td> <td>863(うち現物取扱488)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業務上取扱者 (届出業者)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>しろあり防除業者</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>886</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、特に注意すべき施設(広島県地域防災計画)は7施設である(別添資料参照)。 なお、毒物劇物については、運搬に際しての情報提供等の制度はない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 ガス類施設の現況《中国四国産業保安監督部保安課、県消防保安課、消防局指導課》 (略)</p> <p>(1) ガス事業法で規定している施設(一般ガス事業、簡易ガス事業)は、「第9章 ライフライン災害対策 第2節」中のガス施設で72件となっている。 このうち、特に注意すべき施設(広島県地域防災計画)は3件である(別添資料参照)。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>資料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特に注意すべき毒物劇物施設《県業務課、健康福祉局環境衛生課》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>事業所名称</th> <th>所在地</th> <th>主な取扱品目</th> <th>特性等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中区</td> <td>西部ケミカル㈱</td> <td>広瀬町8-11</td> <td>過酸化水素、水酸化カリウム</td> <td rowspan="7">主な取扱品目の特性については、参考1を参照</td> </tr> <tr> <td>広島市医師会 臨床検査センター</td> <td>千田町三丁目8-6</td> <td>ホルムアルデヒド</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>広島県製肥㈱</td> <td>出島一丁目32-82</td> <td>過酸化水素</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>中外テクノス㈱</td> <td>横川新町9-12</td> <td>水酸化ナトリウム、硫酸</td> </tr> <tr> <td>安佐南区</td> <td>㈱セブンリバー</td> <td>伴西三丁目5-1</td> <td>水酸化ナトリウム</td> </tr> <tr> <td>安佐北区</td> <td>協和物産㈱</td> <td>大林一丁目7-7</td> <td>水酸化ナトリウム</td> </tr> <tr> <td>佐伯区</td> <td>ラボテック㈱</td> <td>五日市中央六丁目9-25</td> <td>塩化水素、シュウ酸ナトリウム、硫酸、水酸化ナトリウム</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>		区	分	施設数	毒物劇物営業者	製造業	7	輸入業	0	販売業	863(うち現物取扱488)	業務上取扱者 (届出業者)	(略)	(略)	しろあり防除業者	4	計		886	区	事業所名称	所在地	主な取扱品目	特性等	中区	西部ケミカル㈱	広瀬町8-11	過酸化水素、水酸化カリウム	主な取扱品目の特性については、参考1を参照	広島市医師会 臨床検査センター	千田町三丁目8-6	ホルムアルデヒド	南区	広島県製肥㈱	出島一丁目32-82	過酸化水素	西区	中外テクノス㈱	横川新町9-12	水酸化ナトリウム、硫酸	安佐南区	㈱セブンリバー	伴西三丁目5-1	水酸化ナトリウム	安佐北区	協和物産㈱	大林一丁目7-7	水酸化ナトリウム	佐伯区	ラボテック㈱	五日市中央六丁目9-25	塩化水素、シュウ酸ナトリウム、硫酸、水酸化ナトリウム
区	分	施設数																																																		
毒物劇物営業者	製造業	7																																																		
	輸入業	0																																																		
	販売業	863(うち現物取扱488)																																																		
業務上取扱者 (届出業者)	(略)	(略)																																																		
	しろあり防除業者	4																																																		
計		886																																																		
区	事業所名称	所在地	主な取扱品目	特性等																																																
中区	西部ケミカル㈱	広瀬町8-11	過酸化水素、水酸化カリウム	主な取扱品目の特性については、参考1を参照																																																
	広島市医師会 臨床検査センター	千田町三丁目8-6	ホルムアルデヒド																																																	
南区	広島県製肥㈱	出島一丁目32-82	過酸化水素																																																	
西区	中外テクノス㈱	横川新町9-12	水酸化ナトリウム、硫酸																																																	
安佐南区	㈱セブンリバー	伴西三丁目5-1	水酸化ナトリウム																																																	
安佐北区	協和物産㈱	大林一丁目7-7	水酸化ナトリウム																																																	
佐伯区	ラボテック㈱	五日市中央六丁目9-25	塩化水素、シュウ酸ナトリウム、硫酸、水酸化ナトリウム																																																	

修正前

都市災害対策編

第9章 ライフライン災害の特徴

第2節 市域におけるライフライン施設等の現況

頁

394

1～4 (略)

5 ガス施設

(1) 一般ガス事業《広島ガス株》

ア (略)

イ ガス導管延長

(平成24年3月末現在)

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数 (km)
低 圧	0.1Mpa 未満	2,540
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	270
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	190
高 圧	1.0Mpa 以上	8
合 計		3,008

(2) 簡易ガス事業 (15 事業者) 《中国四国産業保安監督部保安課》

市域における供給地点群 (団地) は 72 箇所、需要件数は約 3 万 5 千戸である。

(平成25年3月末現在)

修正後

修正理由

○ 「ライフライン施設等の現況」について、ガス施設のガス導管延長数等を時点修正する。

1～4 (略)

5 ガス施設

(1) 一般ガス事業《広島ガス株》

ア (略)

イ ガス導管延長

(平成25年3月末現在)

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数 (km)
低 圧	0.1Mpa 未満	3,452
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	367
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	271
高 圧	1.0Mpa 以上	6
合 計		4,096

(2) 簡易ガス事業 (15 事業者) 《中国四国産業保安監督部保安課》

市域における供給地点群 (団地) は 71 箇所、需要件数は約 3 万 5 千戸である。

(平成26年3月末現在)

修正前

水防計画 第3章 水防応急活動 第6節 水防資機材の整備・運用	頁 477
---------------------------------------	--------------

別表第7

1・2 (略)

3 県所有水防倉庫《広島港湾振興事務所・西部建設事務所》

行政区	所在地	管理 責任者	備蓄品目(数量)							付図 番号
			土のう等 枚	麻袋 枚	シート 枚	なわ 枚	ロープ m	杭・丸太 鉄パイプ 本	鉄線 kg	
南区	出島 二丁目16	広島港湾 振興事務所長	2,900	—	42	—	3,700	350	4	5
南区	比治山本町 16-12	西部建設 事務所長	10,550	—	750	35	800	100	20	6
安佐北区	白木町 秋山2391-4		1,400	—	300	50	—	90	—	7
佐伯区	五日市町 寺田		5,000	300	50	2	—	200	—	8

修正後

修正理由

○ 県所有水防倉庫の備蓄品目の数量を時点修正する。

別表第7

1・2 (略)

3 県所有水防倉庫《広島港湾振興事務所・西部建設事務所》

行政区	所在地	管理 責任者	備蓄品目(数量)							付図 番号
			土のう等 枚	麻袋 枚	シート 枚	なわ 枚	ロープ m	杭・丸太 鉄パイプ 本	鉄線 kg	
南区	出島 二丁目16	広島港湾 振興事務所長	2,900	—	42	—	3,700	350	4	5
南区	比治山本町 16-12	西部建設 事務所長	15,000	—	750	35	400	—	20	6
安佐北区	白木町 秋山2391-4		1,000	—	—	50	—	90	—	7
佐伯区	五日市町 寺田		5,000	100	50	—	—	200	—	8